

令和8年度中小製造業DX推進イベント企画運營業務
企画提案募集に関わる質問に対する回答

(宮城県経済商工観光部新産業振興課)

No.	質問	回答
1	<p>該当箇所：仕様書 第4条(2)ロ 「2回以上(最終的な実施回数は 県と協議の上で決定すること)」</p> <p>仕様書では小規模イベントの開 催回数が「2回以上」とされてお り、最終回数は県との協議によ るとされていますが、参考見積書 を作成するにあたり、想定してい る標準的な実施回数(例：2回・3 回等)をご教示ください。また、 上限回数の考え方があればあわ せてお知らせください。</p>	<p>各階層のセミナーを想定しているため、事業費 や開催時期の範囲内で、有効となる実施回数を 御提案ください。</p> <p>※(参考)過去の開催回数は2か年とも2回の 実施としていました。</p>
2	<p>該当箇所：仕様書 第4条(1)ハ・ (2)ハ「仙台市内のイベント会場 (展示棟、会議室等)」</p> <p>開催会場は「仙台市内」と規定さ れていますが、会場の選定・手配 は受注者が行うものと理解して おります。提案段階で具体的な会 場名を記載することは必須でし ょうか。それとも「仙台市内の○ ○規模の会場を想定」という記載 で差し支えないでしょうか。</p>	<p>「仙台市内の○○規模の会場を想定」の記載で 差し支えありません。</p>
3	<p>該当箇所：仕様書 第4条(1)ホ 「④宮城県が実施しているDX に関する支援紹介」</p> <p>④の「宮城県が実施しているDX</p>	<p>資料配布や担当者の登壇を想定しています。登 壇とする場合の所要時間は、10～15分程度 を見込んでいます。また、基本的には県が資料 準備や登壇調整等を行うことを想定していま す。</p>

	<p>支援紹介」は必須とされていますが、この実施形式（ブース展示・資料配布・担当者登壇等）および所要時間について、県として想定されているイメージがあればご教示ください。また、本項目は受注者が内容を設計するものか、県が準備・登壇するものかについてもあわせてご確認させてください。</p>	
4	<p>該当箇所：仕様書 第4条(1)(2) 全般、費用項目「オンラインツール費用」</p> <p>費用項目に「オンラインツール費用」が列挙されていることから、ハイブリッド開催やオンライン配信を含む形式は許容されると理解しております。大規模・小規模イベントいずれについても、オンライン併用を提案してよいかご確認させてください。</p>	<p>※本質問に対する回答は、企画提案募集要領を指すもの。</p> <p>オンライン併用としたハイブリット開催を否定するものではありません。大規模・小規模イベントの各参加者規模を満たし、業務の内容目的達成となる内容を御提案ください。</p>
5	<p>該当箇所：募集要領 第4条(6)ウ 評価項目「業務実績」</p> <p>評価項目「業務実績」において「本業務と類似の業務」が評価対象となっていますが、類似業務として認められる業務種別の範囲についてご教示ください。具体的には、①製造業以外の業種を対象としたDX推進イベント、②中小企業支援を目的としたセミナー・展示会の企画運営、③自治体からの受託によるイベント企画業務、はそれぞれ類似業務として評価対</p>	<p>具体的な評価対象は申し上げられませんが、本業務が「自治体からの受託」、「製造業を対象にしたDX推進イベント」であることが着眼点となり、業務実績を総合的に判断することとなります。</p>

	象となりますでしょうか。	
6	<p>該当箇所：仕様書 第8条(1)イ・ロ「実施責任者」</p> <p>実施責任者は「発注者と十分な意思疎通を図ることができる者」とされていますが、仙台市内または宮城県内への常駐は必須でしょうか。県外（例：東京都内）に在籍しつつ、打合せ時に現地対応する形は許容されますでしょうか。</p>	必ず仙台市内または宮城県内に常駐している必要はありません。打合せ時に現地対応も可能です。
7	<p>該当箇所：募集要領 第4条(4)ア(オ)「参考見積書」</p> <p>参考見積書は「任意様式」とされていますが、仕様書第5条(1)～(5)の業務項目ごとに費用を分けて積算することが求められますでしょうか。また、人件費について人月単価×工数による積算形式は問題ないでしょうか。</p>	必須ではありません。また、人件費の積算形式は御質問のとおりで問題ありません。
8	<p>該当箇所：仕様書 第8条(4)ニ「イベント等を中止した場合」</p> <p>仕様書では「イベント中止時は企画・広報費のみ県負担、会場キャンセル費は受注者負担」とされています。会場の予約段階で発生するキャンセル料リスクを見積書に計上することは認められますでしょうか。また、中止判断の主体（県・受注者・双方協議のいずれか）についてもご教示ください。</p>	<p>会場予約のキャンセルが発生することを前提としていないため、見積書に計上することは認めません。また、イベント中止の判断は発注者（県）が行います。</p> <p>なお、費用負担は原則として仕様書記載のとおりですが、(天災等) 受注者の責めによらない事由によりやむを得ずイベントが中止となった場合における費用負担については、発注者・受注者双方協議の上決定するものとします。</p>
9	該当箇所：募集要領 第4条(4)イ	参考見積書はページ数カウントに含みません

<p>(ウ)「20ページ以内(表紙、目次を除く。)」</p> <p>ページ数制限について、参考見積書および業務工程表(作業スケジュール)はページ数カウントの対象に含まれますでしょうか。また、図表等を収めた参考資料を別冊添付することは可能でしょうか。</p>	<p>が、参考見積書以外の業務工程表や図表等はページ数内にまとめてください。</p>
--	--